

佐渡市地球温暖化対策実行計画に追加する 地域脱炭素化促進事業について



1. 地域脱炭素化促進事業制度の概要

地域脱炭素化促進事業制度は、改正温対法において定められた地域と共生する再エネ導入を促進するための制度で、脱炭素先行地域事業を実施する市町村にあっては、これと併せて実施することとなっています。

市は、**地域脱炭素化促進事業**（以下「促進事業」）の**実施に必要な事項**を市の温暖化対策実行計画において定めます。

【定める事項】

- ①促進事業の対象となる区域
- ②促進事業の対象となる再エネ種
- ③促進事業とあわせて実施すべき、環境保全や地域の活性化に向けた取組 等



上記事項を満たすよう、事業者は促進事業の事業計画を策定し、市に申請します。要件を満たしていると市が認めた場合、事業者には**一定のメリット**があります。

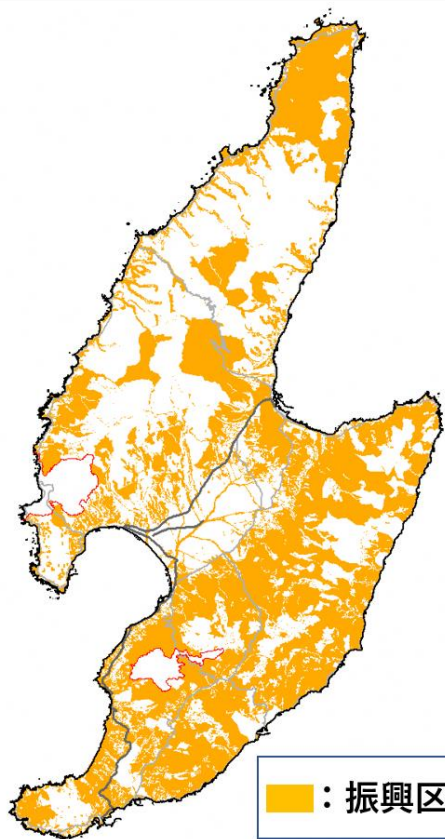
【メリット例】

- ・ **国県への法令申請手続の一部を市が代行する**
- ・ **一部国補助制度において優先採択・加点措置**



2. 地域脱炭素化促進事業制度の対象とする区域

国や県の基準に則り、法令上、**保全が優先されるべきで、対象区域に含めないもの**とされている区域、および**考慮が必要**とされている区域等を除いた範囲を**促進事業の対象区域（振興区域）**とします。また振興区域内であっても、国県により**考慮が望ましい**とされている区域については、特段の配慮を行うよう定めます。



対象とする区域に含めないものとする区域等

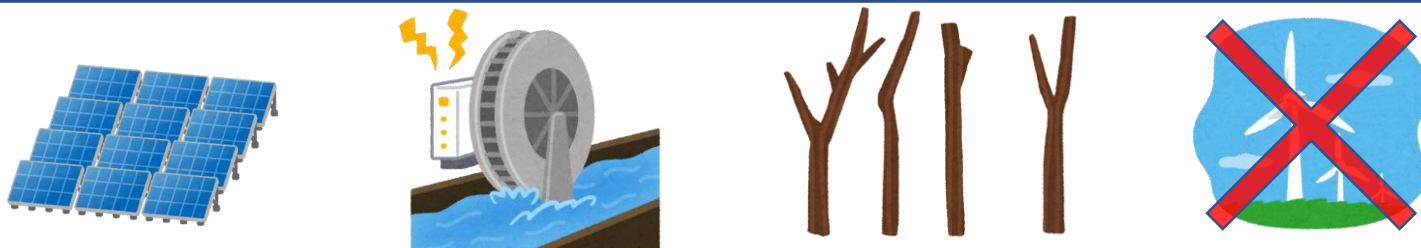
国指定鳥獣保護区のうち特別保護区、自然環境保全地域
砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域
保安林
世界文化遺産の指定範囲およびバッファゾーン
新潟県自然環境保全地域

特段の配慮を行うことと定める区域等

国定公園、新潟県立自然公園、レッドリスト掲載種に係る
区域、生物多様性の保全上重要な里地里山、湿地、海域
史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観
優良農地、港湾 他

3. 対象とする再エネ種、促進事業とあわせて実施すべき取組

促進事業の対象とする再エネ種は、佐渡市内におけるポテンシャルや地域との共生を考慮し、**太陽光・中小水力・バイオマス（木質・廃棄物）**とします。ただし、それ以外の再エネ種についても、相談があれば都度検討いたします。
なお**風力**に関しては、トキ等への影響を考慮し、**対象に含めない**ものとします。



促進事業とあわせて実施すべき**地域脱炭素化のための取組**、**地域の環境の保全のための取組**、**地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**は以下のとおりです。

地域脱炭素化促進事業とあわせて実施すべき取組

環境教育等、脱炭素の普及啓発に資する取組

脱炭素を活かした観光や産業の高付加価値化、交流人口増加に資する取組

トキを中心とする佐渡の自然環境と共生する取組

地域の産業や地元の事業者と連携した取組

地域レジリエンスの強化に資する取組

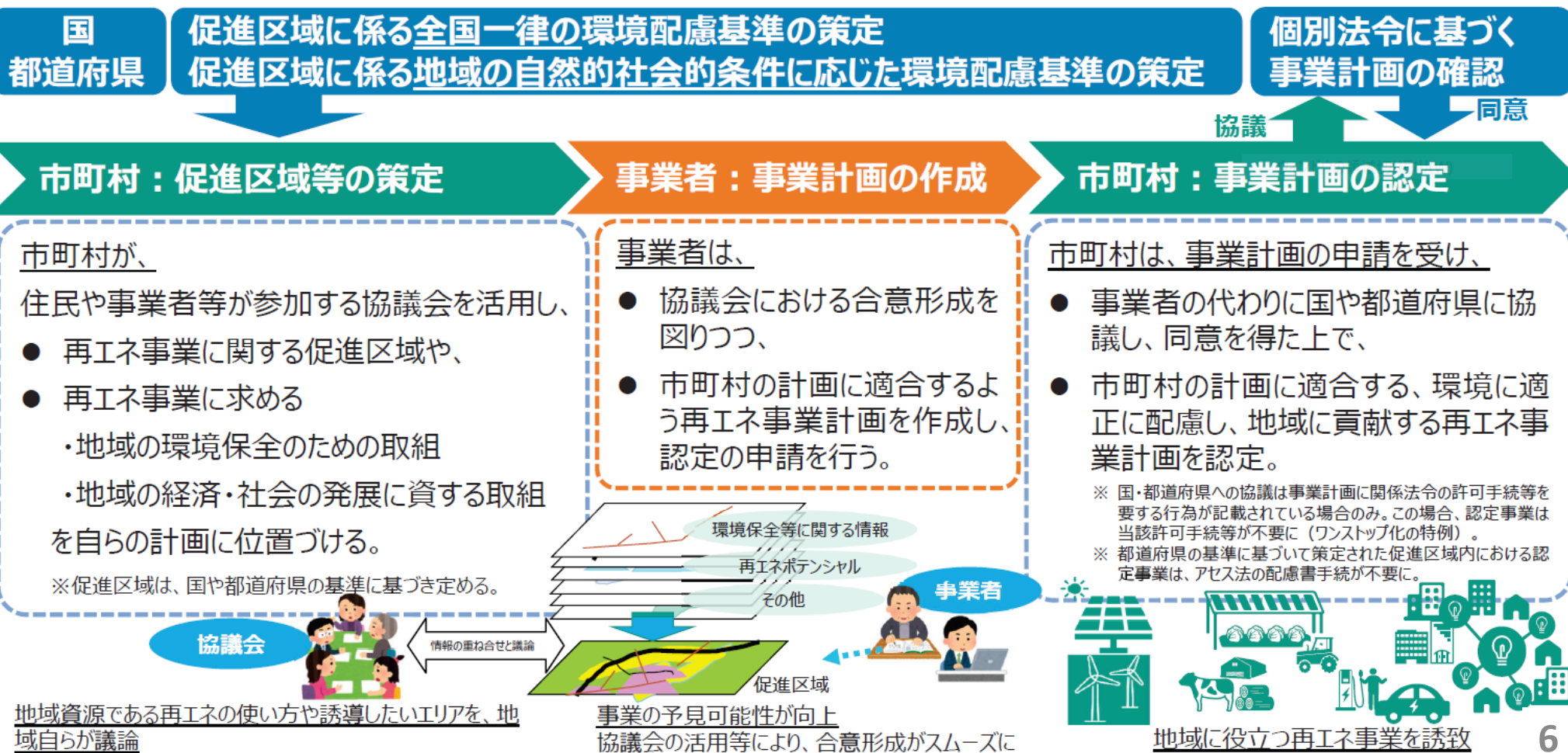
4. Q&A

質問等	回答
本事業の対象となる区域では、開発行為がどんなものでも許されるということですか。	いいえ。対象区域内であっても、<u>開発行為を行う際は、法令に則った手続きを行う必要があります。</u>特に周囲への影響が見込まれる事業については、<u>住民や関係者との合意形成等が必要</u>となりますので、許可なしに事業が実施されるということはありません。
佐渡で再エネ事業を行う場合、必ずこの制度に従わなければならないということでしょうか。	いいえ。これは促進事業制度に則って事業を実施する場合の決まりですので、<u>従来の方法で事業を実施する場合、これに従う必要はありません。</u>
市民にメリットはあるのでしょうか。	事業者による再エネ事業の実施にあたり、地域産業との連携やレジリエンスの強化に資するよう要件を定めています。これにより、産業活性化や、防災機能の強化といった部分が市民の皆様にとってもメリットになると考えています。
環境破壊が行われないか心配です。	本制度は、再エネ事業の実施にあたって環境配慮等の要件を追加し、地域と共生する再エネの導入を目指すためのものですので、むしろ、<u>環境破壊が行われないようにするための仕組み</u>となっています。

5. 参考：地域脱炭素化促進事業制度の概要（環境省資料）

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



6. 参考：地域脱炭素化促進事業制度の概要（事業の流れ）

